
持続可能な水産養殖のための種苗認証

Seedlings Council for Sustainable Aquaculture

(SCSA 認証)

原則と基準 ver.2.2

特定非営利活動法人持続可能な水産養殖のための種苗認証協議会
Seedlings Council for Sustainable Aquaculture

目次

本認証における用語の定義	5
I 種苗生産者、養殖生産者に対する原則と基準	6
1. 種苗	6
1.1 種苗生産者	6
1.1.1 人工種苗証明	6
1.1.2 人工種苗証憑の保管	6
1.2 養殖業者	6
2. 対象人工種苗飼育管理	7
2.1 識別および分別	7
2.1.1 種苗生産者の管理	7
2.1.2 養殖業者の管理	7
2.2 トレーサビリティと数量管理	7
2.2.1 種苗生産者	7
2.2.2 養殖業者	7
2.3 水産用医薬品の使用	8
2.3.1 種苗生産者	8
2.3.2 養殖業者	8
2.4 逃亡管理	9
2.4.1 種苗生産者	9
2.4.2 養殖業者	9
2.5 魚類福祉	9
3. 環境配慮	10
3.1 環境関連法規の遵守	10
3.2 周辺環境への影響の記録	10
3.3 環境影響低減への対策	10
4. 飼・餌料	11
4.1 飼・餌料の原料	11
4.2 飼・餌料のトレーサビリティおよび透明性の確保	11
4.3 飼・餌料の使用および管理	11

4.4	飼餌料の効率化および最適化	11
5.	食品安全	12
5.1	施設と水環境	12
5.2	製品の取り扱い	12
6.	安全衛生・労務管理	13
6.1	安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	13
6.2	国内法・ILO条約の遵守	13
6.2.1	児童労働の禁止	13
6.2.2	強制・拘束・奴隷的労働の禁止	13
6.2.3	差別とハラスメントの禁止	13
7.	社会経済的側面	14
7.1	法令遵守	14
7.2	認証管理	14
7.3	内部規定	14
7.4	認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	15
7.5	認証モニタリング	15
II.	CoC認証に対する原則と基準	17
1.	管理システム	17
1.1	管理と教育訓練	17
1.2	認証範囲の特定	17
1.3	モニタリング	18
1.4	レビュー	18
1.5	内部監査	18
2.	調達時の管理	18
2.1	仕入先の認証有効性確認	18
2.2	養殖場	18
2.3	加工・流通・小売	18
3.	識別	19
3.1	人工種苗生産者	19
3.2	養殖場	19
3.3	加工・流通・小売	19
4.	分別	19
4.1	人工種苗生産者	19
4.2	養殖場	20
4.3	加工・流通・小売	20
5.	販売	20

5.1	人工種苗生産者	20
5.2	養殖場.....	20
5.3	加工・流通・小売	20
6	ラベリング	20
6.1	加工・流通	20
6.2	小売業者	21
6.3	外注管理	21

本認証における用語の定義

- ・人工種苗…養殖親魚または天然親魚より採卵された受精卵（自然産卵、誘発産卵及び人工授精）及びふ化仔魚から飼育された人工ふ化種苗のことをいう。
- ・種苗生産者…親魚を保持し自家で採卵・ふ化、または受精卵を購入し、ふ化後一定期間飼育・生産管理を行い、養殖を目的とした事業者へ販売される人工種苗を生産する組織。
- ・認証種苗…本認証制度を取得した種苗生産者が出荷する人工種苗をいう。
- ・養殖業者…種苗生産者から購入した人工種苗を飼育し、成魚として出荷・販売加工等を行う組織で、中間的育成を行う養成業者も含む。養殖場は同意語である。
- ・生産履歴…飼育中・出荷後に関わらず、ふ化から提示を求められた時までの給餌明細や薬品投与に関する情報、移動履歴など生産に関する一連の経歴を記したものの。
- ・他の種苗生産者…種苗生産段階で同一生産者とみなすことが出来るのは以下の場合である。それ以外は他の種苗生産者とみなす。

生産技術や販売方法において同一またはそれに準ずるものを保持し、業務提携など協定関係にあることを証明できる場合。

- ・生産ロット…生産時点における各事業者の識別可能ロットの最小単位をさす。生産ロットがプロセスで合一される場合は、そこから1つのロットとして履歴が始まり、それ以前の情報はそのロットの性質を示す情報として保存する。
- ・衛生動物…そ族・鳥類・その他の野生動物などの害獣および衛生害虫の総称。
- ・不明魚率…該当期間中の記録上の尾数と実際に計数された尾数の差異の割合をいう。不明魚率算出の期間は、種苗受入を期間の起点とし、全魚出荷終了時を期間の終点とする。ただし、受入後に計数を実施した場合の起点は計数時とする。
- ・飼料…主にエクストルーデッドペレット（EP）、ドライペレット（DP）、マッシュ等の配合飼料のことをさし、魚類の成育に供することを目的として使用されるものとする。また、飼料添加物とは飼料の品質低下防止、栄養成分その他の有効成分の補給、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進のため飼料に添加するなどして利用されるものをさす。
- ・生餌…巻き網漁などで漁獲された後、鮮魚としてそのまま餌料に用いられる小型多獲性魚類、もしくは一旦冷凍された後餌料に用いられるものをさす。
- ・生物餌料…主に魚類の初期飼育期間に使用される餌料生物で、自家培養に加えて生体、冷蔵・冷凍、乾燥品として販売されているものをさす。
- ・申請者…認証機関に認証制度の取得の申請を行う・行っている法人・団体または個人事業者。
- ・認証対象加工品…切り身や刺身などの原魚の形態をかえたもの、調理品の場合は原材料のうちの魚にあたるものが100%SCSA認証魚であること。ただし、刺身盛り合わせなどでSCSA認証でない魚と明確に区別できる場合は除く。

I 種苗生産者、養殖生産者に対する原則と基準

1. 種苗

1.1 種苗生産者

1.1.1 人工種苗証明

下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にある。

1.1.1.1 人工種苗であることの証明の為に、種苗生産者は人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、飼・餌料、投薬に関する情報、総重量または暫定尾数等を記録する。

1.1.1.2 種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。

1.1.1.3 人工種苗出荷時に当記録を生産履歴として提供が可能である。

1.1.2 人工種苗証憑の保管

人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。トレーサビリティに重大な疑義が生じた場合、対象事業者は親魚または人工種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を検査機関等に依頼しなければならない。

1.1.2.1 種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存（サンプル重量 1g 以上）を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より 50 個体以上の全魚体の凍結保存（サンプル重量 1g 以上）を行う。

1.1.2.2 保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。

1.1.2.3 組織小片または魚体は、該当種苗群が出荷されてから 5 年の保存を要する。外部から要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。

1.2 養殖業者

1.2.1 養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐つけて開示・提供が可能なる状態にする。

1.2.2 養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。外部から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。

2. 対象人工種苗飼育管理

2.1 識別および分別

2.1.1 種苗生産者の管理

2.1.1.1 生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。

2.1.1.2 他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。

2.1.1.3 出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。

2.1.2 養殖業者の管理

2.1.2.1 養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。

2.1.2.2 出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。

2.1.2.3 出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。

付記： 同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違う群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。

2.2 トレーサビリティと数量管理

2.2.1 種苗生産者

2.2.1.1 稚魚（卵からふ化した状態）入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。

2.2.1.2 稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。

2.2.1.3 出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明としての生産履歴の確認が可能な状態にする。

2.2.1.4 計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。

2.2.1.5 記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。

2.2.2 養殖業者

2.2.2.1 認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって正確に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。

2.2.2.2 認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。

2.2.2.3 認証種苗受領後の生産履歴・増減尾数等を正しく記録し、種苗生産者が出荷時に提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。

2.2.2.4 記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。

2.3 水産用医薬品の使用

2.3.1 種苗生産者

2.3.1.1 農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。

付記： 麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。

2.3.1.2 医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書を5年間保管する。

2.3.1.3 医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。

2.3.1.4 医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量等を記録し、5年間保管する。

2.3.1.5 水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、水産用ワクチン使用指導書、添付の場合品質検査成績書を5年間保管する。

2.3.1.6 使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。

2.3.1.7 抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。

2.3.2 養殖業者

2.3.2.1 農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。

付記： 麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。

2.3.2.2 医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合は品質検査成績書を5年間保管する。

2.3.2.3 医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。

2.3.2.4 医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量、使

用期間終了日等を記録し、5年間保管する。

2.3.2.5 水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、水産用ワクチン使用指導書、添付の場合は品質検査成績書を5年間保管する。

2.3.2.6 使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。

2.3.2.7 抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。

2.4 逃亡管理

2.4.1 種苗生産者

2.4.1.1 飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。

2.4.2 養殖業者

2.4.2.1 飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。

2.5 魚類福祉

2.5.1 飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。

2.5.2 飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。

3. 環境配慮

3.1 環境関連法規の遵守

3.1.1 種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である。

3.2 周辺環境への影響の記録

3.2.1 種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法（持続的養殖生産確保法）・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。

3.2.1.1 種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的（年4回以上）に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定して記録する。

3.2.1.2 養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など定期的なモニタリングと記録を行う。
（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ）

*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること。

3.2.2 水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また、使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。

3.2.3 養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理票を保管する。

3.3 環境影響低減への対策

3.3.1 種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動植物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。

3.3.2 種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。

4. 飼・餌料

4.1 飼・餌料の原料

4.1.1 飼・餌料は国内の法令（日本国：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。

4.2 飼・餌料のトレーサビリティおよび透明性の確保

4.2.1 飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などを保管する。

4.2.2 生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。

4.2.3 生物餌料は自家培養に用いた餌料・添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。

4.3 飼・餌料の使用および管理

4.3.1 飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。

4.3.2 生物餌料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適正に管理を行う。また屋外にてその栄養等を自家培養する場合においては周囲からの汚染物についても留意しなければならない。

4.3.3 生簀あるいは水槽毎に使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用量を記録するとともに、常に提示できる状態にする。

4.4 飼餌料の効率化および最適化

4.4.1 飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。

5. 食品安全

5.1 施設と水環境

5.1.1 種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。

5.1.2 種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。

5.1.3 種苗生産・養殖場内の施設・作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。

5.1.4 従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的を実施し、記録する。

5.2 製品の取り扱い

5.2.1 出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。

5.2.2 出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。

5.2.3 養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料および飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで飼料原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休薬期間が終了していることを確認し、記録する。

6. 安全衛生・労務管理

6.1 安全衛生の維持と適切な労働環境の提供

- 6.1.1 安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。
- 6.1.2 作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。
- 6.1.3 健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じ是正措置を講じる。
- 6.1.4 労働災害について記録し、是正措置を講じる。

6.2 国内法・ILO条約の遵守

国内法（労働基準法・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則）及びILO条約（中核的労働基準）を遵守している。

6.2.1 児童労働の禁止

- 6.2.1.1 児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。

6.2.2 強制・拘束・奴隷的労働の禁止

- 6.2.2.1 雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。
- 6.2.2.2 雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。

6.2.3 差別とハラスメントの禁止

- 6.2.3.1 いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。
- 6.2.3.2 ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。

7. 社会経済的側面

7.1 法令遵守

7.1.1 漁業法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、食品安全基本法、労働基準法、労働安全衛生法など他、種苗生産、養殖生産に関連する法律及び種苗生産施設・養殖施設の所在する地方自治体の条例等を遵守する。

7.2 認証管理

7.2.1 申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。具体的には認証制度管理責任者を任命し、以下の内容を実施する。

- a) 認証制度の管理 [外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。] 又は把握に関する計画の立案及び推進
- b) 認証制度の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- c) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- d) 従業員に対する教育訓練
- e) 地域住民、利害関係者等との対話の推進
- f) 認証制度管理において生じた異常等に関する処置又は指導

7.3 内部規定

7.3.1 次の事項について、マネジメントのための内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、b)については、種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者、c)については、種苗生産者、d)及びe)については、種苗生産者又は養殖業者に限る。

- a) 生産履歴の管理及び追跡に関する事項
- b) 受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付の表示の確認に関する事項
- c) 人工種苗の証拠の保管に関する事項
- d) 飼料等の管理に関する事項
- e) 養殖中（人工種苗又は養殖魚の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷までの期間をいう。以下同じ。）の人工種苗又は養殖魚の逃亡及び侵入管理に関する事項
- f) 人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 内部監査に関する事項
- i) マネジメントレビューに関する事項
- j) 改善に関する事項
- k) 認証制度の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項

l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

m) 認証制度の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.3.2 内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

7.3.3 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知しなければならない。

7.4 認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

7.4.1 認証制度管理担当者及び認証制度管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

a) 認証制度管理担当者

認証制度管理担当者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の認証制度管理に関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。

b) 認証制度管理責任者

認証制度管理責任者として、認証制度管理担当者の中から一人選任されていなければならない。

7.5 認証モニタリング

7.5.1 認証モニタリングを行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

7.5.2 次の事項について、認証モニタリングに関する規程（以下“認証モニタリング規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a) 認証管理についての検査に関する事項

b) 認証モニタリングの表示に関する事項

c) 認証モニタリング後の荷口の出荷又は処分に関する事項

d) 出荷後に SCSA 認証に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

e) 苦情処理に関する事項

f) 内部監査に関する事項

g) マネジメントレビューに関する事項

h) 改善に関する事項

i) 認証モニタリングに係る記録の作成及び保存に関する事項

j) 認証モニタリングの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.5.3 認証モニタリング規程に基づいて認証モニタリング及び認証モニタリングの表示に関する業務を適切に行い、その結果、認証モニタリングの表示が適切に付されることが確

実と認められなければならない。

7.5.4 人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態でなくなった場合は、当該荷口を受け渡した人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。

II. CoC 認証に対する原則と基準

1. 管理システム

1.1 管理と教育訓練

1.1.1 基準に適合するトレーサビリティ管理システムを構築し、文書化する。この管理システムには、トレーサビリティの管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項、不適合への対処手順も含める。

1.1.2 認証制度管理責任者を任命し、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を持つ。また、各工程の責任者を割り当てる。管理責任者に変更があった場合は、認証機関に連絡する

1.1.3 申請者はトレーサビリティの確実な実施に対して責任を持つ。

1.1.4 教育訓練計画を作成し実施する。本基準への適合を確実に遂行できるようにする。計画は文書化し、実施記録も保管する。

1.1.5 システムを適切に運用するために、トレーサビリティに影響する人員の力量評価の基準を構築し、評価すること。評価基準は文書化し、評価結果は記録に残す。評価の結果必要な要件を満たしていない場合の対応も含める。

1.1.6 記録の保管は出荷後 3 年間保管する。記録の保管ならびに媒体も明確にする。システム管理の場合、バックアップ体制やシステムダウン時の対応も含める。

1.1.7 不適合製品は認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品として販売できない。発見された場合は、直ちに販売を停止する。また、その事実を、認証製品を購入した顧客に 48 時間以内に通知する。また、速やかに原因を検証し、再発防止策を認証機関に報告する。不適合製品上のラベルは誤って運用されないようにラベルを外す。発生に関する一連の記録を保管する。

1.1.8 苦情処理の対応手順を構築し、苦情受理の場合は、手順に従い適切に対応する。手順は文書化し、発生した場合は記録を保管する。

1.2 認証範囲の特定

1.2.1 認証範囲を特定し文書化する。認証範囲とは、認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品を取り扱う拠点(外部委託先も含む)、購入物と形態、販売物と形態、取り扱い魚種、サプライチェーンにおける位置、活動内容を指す。認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品のロットも定義する。認証範囲に含まれる人工種苗、成魚、加工品、最終製品のみを、認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品として販売できる。

1.2.2 認証範囲を変更する場合、事前に認証機関に連絡をし、認証範囲の変更手続きを行う。認証範囲の変更は、運用への影響度合いやリスクにより、訪問審査、書類審査、書類申請確認のレベル判断を行い、認証範囲変更手続きとする。

認証範囲変更手順を文書化し、承認された変更記録を保管する。

1.2.3 認証範囲の審査において、審査機関が立ち入り検査を求めた際応じることを保障す

る。

1.3 モニタリング

1.3.1 構築したトレーサビリティシステムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。

1.3.2 モニタリングシステムの有効性を実証するための指標や手段を構築する。

1.4 レビュー

1.4.1 構築したトレーサビリティシステムが適切に運用なされているかを確認するモニタリングのしくみが正しく機能していることを確認する。最低年一回、一定の間隔でレビューを行う。レビューの手順を文書化し、記録を保管する。

1.4.2 レビューは以下の内容を含む。モニタリングシステムが正常に機能しているかの確認。トレーサビリティが正しく保たれているかのテスト。

1.5 内部監査

1.5.1 確立したトレーサビリティシステムの有効性評価のため、年一回以上のあらかじめ定めた間隔で内部監査を行う。内部監査の手順を文書化し、記録を保管する。

2. 調達時の管理

2.1 仕入先の認証有効性確認

2.1.1 仕入先の認証有効性を確認する。

2.2 養殖場

2.2.1 認証を取得した人工種苗を購入する手順を文書化する。

2.2.2 購入伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、購入人工種苗生産地、人工種苗魚種、購入重量または購入尾数が明確である事を確認する。

2.2.3 初回認証時に認証人工種苗・成魚の在庫がある場合、以下の条件で認証の管理に含め、認証制度として販売できる。

- 人工種苗生産者名が特定できること
- 人工種苗生産者の人工種苗認証への適合が管理なされていること
- 人工種苗受領から初回認証時まで本基準に基づく管理がなされていること
- 条件適合の確認手順を文書化し、確認した記録を初回審査時に提示すること。

2.3 加工・流通・小売

2.3.1 認証を取得した人工種苗、成魚、加工品、最終製品を購入する手順を文書化する。

2.3.2 購入伝票と記録で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、購入人工種苗生産

地、出荷日、人工種苗魚種、購入形態、購入重量または購入尾数が明確であることを確認する。

2.3.3 初回認証審査時に認証種苗、成魚、加工品の在庫がある場合、以下の条件で管理され、認証機関が適切と判断した場合、認証製品として販売できる。

- 人工種苗生産者が特定できること
- 種苗生産者の認証への適合が証明できること
- 人工種苗、成魚、加工品、最終製品受領から初回認証時まで、本基準に基づく管理がなされていること
- 条件適合の確認手段を文書化し、確認した記録を初回審査時に提示すること。

3. 識別

3.1 人工種苗生産者

3.1.1 飼育時に生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能である。

3.1.2 出荷時に他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。

3.1.3 出荷・販売伝票との記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、販売先社名、出荷魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。

3.2 養殖場

3.2.1 養殖時にグループごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能である。

3.2.2 出荷時に他の成魚と明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。

3.2.3 出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先社名、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。

3.3 加工・流通・小売

3.3.1 購入、入荷、保管、加工、包装、ラベリング、販売、配送の全ての段階において、認証原料・製品のロットを明確にし、識別可能な状態にする。

3.3.2 組織は、認証原料・製品として識別するための包装、ラベル、その他の素材が、認証原料・製品のみ確実に使用される仕組みを構築し、運用する。

4 分別

4.1 人工種苗生産者

4.1.1 飼育時に生産ロットごとに管理され、分別する。

4.1.2 他の生産者の種苗と混ぜて出荷しない。

4.2 養殖場

4.2.1 認証を取得した種苗生産者から購入した種苗は、養殖時に飼育尾数が管理され、ほかの種苗生産者からの種苗が混入していないことを証明できる。

4.2.2 他の生産者の種苗で養殖した成魚と混ぜて出荷しない。

4.3 加工・流通・小売

4.3.1 人工種苗認証の人工種苗あるいはそれより生産された成魚、加工品、最終製品を、認証人工種苗、成魚、原材料および加工品として販売する場合、他の種苗生産者の種苗から生産された種苗、成魚、加工品、最終製品と入れ替えない。

4.3.2 人工種苗認証の人工種苗あるいはそれより生産された成魚、加工品、最終製品を、認証人工種苗、成魚、原材料および加工品として販売する場合、他の種苗生産者の種苗から生産された種苗、成魚、加工品、最終製品と混ぜない。

4.3.3 他原料と混ぜて製品製造する場合、原材料のうち魚にあたるものは 100%SCSA 製品でなければならない。ただし刺身盛り合わせなどで非認証製品と認証製品を明確に区別できる場合はこの限りではない。

5 販売

5.1 人工種苗生産者

5.1.1 認証人工種苗を認証製品として販売する手順を文書化する。

5.1.2 出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、生産履歴、生産地、出荷日、販売先社名、魚種、出荷重量または出荷尾数を明記する。

5.2 養殖場

5.2.1 出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、販売者名、販売者認証番号、出荷日、出荷重量または出荷尾数を明記し、生産履歴も添付する。

5.3 加工・流通・小売

5.3.1 出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、販売社名、販売者認証番号、出荷日、魚種、販売品目、出荷重量または出荷尾数を明記し、生産履歴も添付する。

6 ラベリング

6.1 加工・流通

6.1.1 加工・流通業者は SCSA よりラベルを入手する。

6.1.2 入手したラベルは、認証製品を扱う小売業者へ必要分を譲渡する。

6.1.3 加工・流通業者は、ラベルの使用量を販売業者より使用記録を一ヶ月に一回以上確

認を行い、不正使用の有無などを確認する。

6.2 小売業者

6.2.1 ラベリングを行う際、認証人工種苗を使用した成魚、加工品、最終製品のみ確実に使用する手順を文書化する。ラベル使用の詳細規則については、別途設けるラベリング基準に従う。

6.2.2 ラベルの管理責任者を任命する。

6.2.3 ラベルの使用記録を作成し、加工・流通業者からの確認の際に提出をすることを義務付ける。

6.3 外注管理

6.3.1 対象商品の出荷仕向けの管理が加工・流通業者によって行われ、店舗毎の販売実績（種類・量・ラベル使用枚数）が確実にフィードバックされる場合、加工・流通業者のCOCの範疇に含めることができる。その際は、量販店と加工・流通業者の間に明文化された取り決めが必要である。